

沼田中学校部活動運営方針

1 部活動の意義について

学校教育の一環として生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、大きな意義をもつ活動である。

沼田中学校においては、国や県の方針を受け、また、沼田市独自施策「教育部活」の理念を基に、「心・技・体」の調和のとれた望ましい部活動の一層の充実を図っていきたいと考える。

2 部活動の指導について

(1) 部活動運営方針等の説明・共通理解の促進

- ①沼田中学校部活動運営方針は、校長を中心に策定し、年度始めの職員会議において全教職員で共通理解を図る。
- ②PTA総会や学校だより等を利用して保護者や地域の方に部活動の意義などを説明する。
- ③顧問は、校長の運営方針を受けて、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。
- ④顧問は、各部の指導方針を保護者会等で説明し、保護者の理解を得るとともに、練習試合や大会日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得る。

(2) 指導者の資質向上

- ①指導者は、生徒の技術の向上を図るだけでなく、協調性や責任感、規範意識など心の面の指導についても向上を図る。
- ②指導にあたっては、生徒と信頼関係を構築し、生徒同士が互いに尊重しながら活動を進められる練習環境を作る。

(3) 適切な休養日等の設定

- ①週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日）の休養日を設定する。
- ②大会や強化練習会への参加などにより、土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、平日に代替休養日を確保する。なお、大会や強化練習会には練習試合は含まない。
- ③長期休業中の土・日曜日は休養日とする。
- ④長期休業中の学校閉庁日には平日も部活動を実施しない。
- ⑤長期休業中、大会や強化練習会への参加により土・日曜日にやむを得ず活動する必要がある場合は、平日に代替休養日を確保する。
- ⑥平日は2時間程度で活動を終える。
- ⑦学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

⑧練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。

⑨登校後、自主的に練習を実施する場合は希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わない。

⑩放課後の活動時間が十分にとれる日は、原則として朝練習は行わない。

(4) 参加する大会等の精選

①校長や顧問は、生徒の技能の向上だけでなく、生徒の心身の健康についても配慮する。

②校長や顧問は、長時間労働の解消のためにも、参加する大会等の精選を図る。

(5) 部活動指導員・外部指導者の活用

①専門的な指導を求める生徒や教職員の指導力の向上、負担軽減のために、部活動指導員や外部指導者を可能な範囲で活用する。

②部活動指導員や外部指導者を活用する際には、部活動計画など、顧問が責任をもって作成し、部活動指導員や外部指導者との連絡を密にし、役割分担を明確にする。

(6) 部活動検討委員会の設置

①学校評議員会を活用し、練習内容や練習時間、保護者との連携、学校と地域の連携など、円滑な部活動が行われているかどうか評価し、改善を図る。

(7) 地域との連携等

①部活動を持続可能なものにするため、地域のスポーツ団体との連携や、保護者の協力や民間活力（道場やクラブ等）の活用等による学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進めていく。

(8) 体罰等の許されない指導の未然防止

①体罰は絶対にあってはならない。

②生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような発言や行為は許されない。

③生徒との信頼関係を大切にし、お互いを尊重し合いながら活動を進めていくことを大切にし、体罰等の未然防止を図る。

平成30年4月1日作成

平成30年5月2日下線部追記

令和 1年5月8日(3)改訂